

平成 19 年 3 月 5 日（月曜日）

○宇野 裕委員 皆さん、おはようございます。匠瑳市選挙区選出、自由民主党の宇野 裕であります。

まず最初に、バイオエタノールについてお伺いいたします。先日の近藤喜久夫議員の質問の中にもありましたが、先月、パリで地球温暖化に関する研究を集約する国連の気候変動に関する政府間パネル、いわゆる IPCC の発表によりますと、最近の地球温暖化の原因は、人間の活動によって排出された二酸化炭素などの温室効果ガスによるものである確率は 90%を超えるとのことであります。さらに、IPCC には、石油などの化石燃料に頼って経済成長する場合、21 世紀末の平均気温は 2.4 度から 6.4 度上昇するが、環境と経済が共生できる社会ならば、それぞれ 1.1 度から 2.9 度の上昇に抑えられるとの予測も発表しております。この発表は、人類に対して脱石油社会を目指すべきとの警告と受け取るべきと私は考えております。

この方向性に向けて、各国でいろいろな取り組みが始まっております。その中で、今、注目を集めているのが、植物資源からグルコースなどを発酵させてつくるエタノール、つまりバイオエタノールであります。アメリカではトウモロコシから、ブラジルではサトウキビからエタノールを、国を挙げて生産する体制に入っていると聞いております。我が国でも、平成 14 年に閣議決定されたバイオマス・ニッポン総合戦略を昨年 3 月に全面改訂し、国産バイオマス輸送用燃料について、利用促進を関係省庁が連携し、推進しているとのことであります。御承知の方も多いと思いますが、バイオエタノールの特性の一つは、植物資源から生産されるため、理論上は半永久的に無尽蔵なエネルギーであること、もう一つは、燃焼によって排出される二酸化炭素は排出量としてカウントされないということであり、これは植物の成長過程で、光合成により吸収した大気中の二酸化炭素の方が多いため、再び大気中に放出されても大気中の二酸化炭素の総量は変化しない、つまりカーボンニュートラルという考えに基づくものであります。今、国の内外でバイオエタノールの生産、利用について関心が高まっております。

ところで、日本の水田の面積は、平成 17 年度で 250 万ヘクタール、約 1,300 万トンの米の生産が可能であります。しかし、生産調整目標数量が約 850 万トンに設定され、水田面積の約 3 分の 1 が生産調整の対象となっております。千葉県においても約 42 万トンの生産が可能であるにもかかわらず、28 万トンの生産調整目標量が設定され、野菜や麦等の作付が行われております。また、近年は耕作放棄地の増加が目立ち、農地の荒廃が心配されております。

そこで私は、水田においてエタノール原料向けの米の生産に取り組むことは耕作放棄地の解消につながるものと考えます。このようにバイオエタノールの生産、そして利用促進はエネルギーの安定確保、地球温暖化対策、農林水産業等関連産業の発展などのさまざま

なメリットが期待できるのではないかと考えております。

そこで、まず、お伺いをさせていただきたいと思います。国内におけるバイオエタノールの取り組み状況はどうなっているか御答弁をお願いします。

---

○酒井茂英委員長 関係課長。

---

○木村農林水産政策課長 農林水産政策課長の木村です。よろしくお願いします。

国内におけるバイオエタノールの取り組み状況ですけれども、宇野委員おっしゃったように、平成14年にバイオマス・ニッポン総合戦略を閣議決定しまして、バイオマスの利活用の推進が政府の方針となりました。その後、平成18年3月に全面改訂されまして、国産バイオマス輸送用燃料の利用促進を図ることとなりました。国は、平成16年度からてん菜、規格外小麦、ソルガン、サトウキビ、糖みつ、建築廃材など、国産バイオマスを活用したバイオエタノールの実証試験に、北海道を初め全国6地区で取り組んでいるところであります。また、平成17年度からJA全農とJAにいがた南蒲が米を原料としたバイオエタノールの製造と利用の事業化を目指し、調査事業に取り組んでいると聞いております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 ありがとうございます。状況はよくわかりました。

それでは、次に、千葉県として、バイオエタノールについてどのように、現在、認識をしているかお尋ねいたします。

---

○酒井茂英委員長 関係課長。

---

○木村農林水産政策課長 バイオエタノールの生産については、再生可能な環境調和型エネルギー源として、新たな作物用途の開発、水田の有効利用、遊休農地の解消等に向けて、極めて意義あるものと認識しております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 極めて意義のある御認識という御答弁でございました。それでは、そのような認識に基づきまして、今後、県としてどのように取り組もうとしているのか。さらにお尋ねをいたします。

---

○酒井茂英委員長 関係課長。

---

○木村農林水産政策課長 実用化に向けては、生産コスト面、それから税制措置、ガソリンとの混合方法等、国レベルでの支援や解決すべき課題がまだまだたくさんあると考えております。県としましては、関係行政、試験研究機関による農林水産部バイオエタノール検討会議を設置したところであります。国が行っている実証試験、生産・流通の基盤整備状況や技術革新など、基礎的情報の共有化を図っているところであります。今後、庁内関係部局と連携いたしまして、千葉県気候、土地等の条件に合致したバイオエタノールの原料となる資源作物の検索、生産技術に関する研究を進めてまいりたいと考えております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 ありがとうございます。さまざまな、これから研究をしてまいりたいという御答弁をいただきまして、本当にありがとうございます。私とすれば、前向きの御答弁という認識で今の御答弁をとらえさせていただきました。ぜひ庁内挙げて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。国土交通省の発表している資料をもとに成田空港問題についてでございます。この問題は、先日の伊藤 勲議員の質問と重なる点もございますが、角度を変えて質問させていただきます。

昨年着工した、2,500メートル化を目指した北伸工事と羽田沖合拡張工事が完了後の首都圏の国際線の発着枠については、羽田に3万回、成田に2万回割り当てられていることになり、計5万回と決定されていると聞いております。私はこの際、将来、この5万回の枠を超える需要が発生した場合の受け皿としては、最優先に成田に発着枠を割り当てるべく、今すぐ県として、国に対してNAAと強力で連携をとりながら強く要望すべきだと思っております。

では、なぜ今なのかということですが、国では今、来年の中ごろに予定されている次期社会資本整備重点計画の閣議決定に向けて、着々と審議スケジュールにのっとり手続を進めております。この計画が、今後、成田の運命を決めると言っても私は過言ではないと思っております。この政策意思決定の判断材料として、幾つかの空港行政の審議の場が同時並行的に持たれております。審議のスケジュールも最終段階が近づいているように私とすれば思っております。そして、手続中でも基本となると思われる航空局長の懇談会の取りまとめが今月中に行われ、来月中旬までに交通政策審議会航空分科会に報告され、6月には当該分科会が取りまとめをするとも聞いております。そして、この取りまとめがベースとなって来年に閣議決定がなされるのであります。ですから、今が大事だと申し上げたいのであります。

現在の成田の運用状況を見ますと、4,000メートル滑走路は13万5,000回の運用を行っているのですから、仮に2,500メートル滑走路の能力を最大限に引き出し、13万5,000回が可能になれば、合わせて成田は27万回の発着枠を潜在的な能力として持つことになるのであります。ですから、22万回の枠で満足するのではなく、中期での視点の上から立って、大幅な発着枠の確保を、今、国に対して申し入れをして、成田は国際線の基幹空港であるということを強力でアピールすべきではないでしょうか。今、このことを千葉県から発言し、働きかけていかなければ、将来、成田の2倍近い41万回の能力を持ち、24時間運用が可能な羽田に国際線が流れてしまい、取り返しがつかないことになるのではないかと私は危惧するものであります。

戦略的に申し上げれば、最大限利用できる国際線の枠を羽田より優先して確保して、その枠をどのように活用するかのフリーハンドはNAAが握り、その枠の範囲の中でNAAが必要な発着回数に伴う周辺対策を説明し、いつまで、どのくらい飛ばすのかを、地域の合意を得ながら実際の運用をしていけばよいと思うのであります。NAAが発行している「空港の役割と現状」2003年版を参考に、成田空港の5万回の発着枠を経済的メリットに焦点を絞って私なりに試算したところ、航空貨物で6兆円、航空旅客等では5,000億円、そして

約1万人の雇用が生まれると想定されます。この数字を考えただけでも、地元や千葉県に波及する経済効果は極めて大きいものになると考えられます。それを羽田に持っていかれるのは、千葉県にとって禍根を残すことになると思うのであります。国際線が羽田に移り、資本が成田から逃げ出し、地盤沈下すれば、これまで成田に協力してくれた地権者を初めとし、多くの血のにじむような努力が水泡に帰してしまうことになるかもしれません。

ここで私が強調したいのは、発着枠については、空港会社の企業努力だけではいかんともしがたく、あくまでも国がその決定権を握っているのですから、県としても早急な対応が必要と思います。

そこでお伺いたします。まず、NAA にとってはもちろんであります。千葉県にとっても重要と思われる22万回という発着枠について大幅に拡大することを緊急に国に申し入れる考えがあるかどうかお尋ねいたします。御答弁よろしく申し上げます。

---

○酒井茂英委員長 白戸副知事。

---

○白戸副知事 成田空港の発着枠拡大が今後の重要な課題であることは十分認識しております。北伸整備の着手に当たりまして、国、県、周辺自治体、成田空港株式会社の4者で平行滑走路の北伸整備に係る確認書を締結しまして、今後、22万回をさらに増加させるためには、改めて地元と協議することが合意、確認されたところであります。

一方、これまでの歴史的経緯にかんがみまして、成田空港の機能拡充は地元と十分説明の上、理解を得ながら進める必要があると考えておりまして、そのためには、騒音対策はもとよりであります。空港のポテンシャルを生かした地域の将来像を示すことが重要だと認識しております。それらのことを踏まえまして、機能拡充が地域の理解と協力のもとに進められるよう、4者で協議しながら対応してまいりたいと考えております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 御答弁ありがとうございました。副知事の—私の解釈では、一歩前向きな御答弁のように私は認識をいたしました。ぜひその方向でお願いをしたいと思います。

もう一点、お伺いをさせていただきます。成田空港を、日本の表玄関である国際空港としての機能、品格、安全性の向上を考えますと、3,000メートル以上の滑走路が必要と私は思うのであります。この点についてのお尋ね、また、さらに、この点について国に要望すべきと思うが、お尋ねいたします。

---

○酒井茂英委員長 白戸副知事。

---

○白戸副知事 平行滑走路を3,000メートル以上とするためには、滑走路南側の地権者との話し合い解決が重要な課題であり、これが不可欠であります。平行滑走路の整備については、円卓会議合意事項でも、あくまでも話し合いにより解決すると明記されており、空港会社では、昨年来、組織体制を強化しまして、残る地権者との話し合い解決に向け、精力的に対応していると聞いております。県としましては、当面、空港会社の対応を見守りながら、空港会社から要請があれば関係自治体と協議の上、できる限りの協力をしていきたいと考えております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 御答弁ありがとうございました。副知事のできる限り協力していきたいという御答弁をいただきました。多分、私の思いと副知事の思いは同じように私は聞き取れました。ぜひ成田空港のさらなる整備促進に向けて、NAA、地元自治体などとスクラムを組む中で県がリーダーシップを発揮されますことを大いに期待をいたしまして、この質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

次に、障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例についてお伺いいたします。この条例は昨年の9月県議会において成立したわけでありましたが、そのときに、全国初の取り組みであるという理由で慎重に運用すべきなどとした4項目にわたる附帯決議をつけて、紆余曲折の末に成立した条例であります。現在は7月の施行、運用に向けて準備作業が進んでいると聞いております。

そこで伺いいたします。まず、本条第21条において、障害のある人が差別を受けたと

思ったときは、知事に対し、千葉県障害のある人の相談に関する調整委員会が差別事案を解決するために必要な助言またはあっせんを行うべき旨の申し立てができることとされ、これを受けて第 22 条において、知事は申し立てにかかわる事実について調査を行うことができることになっております。さらに、調査の対象者は、正当な理由がある場合を除き、この調査に協力しなければならないと定められております。そして、第 4 条第 3 項においては、正当な理由なく、この調査を拒否した者は、知事が協力するよう勧告することができることとなっております。

そこでお伺いいたします。調査の際、強力な知事の権限をバックに県職員、あるいは広域専門指導員が調査をするわけでありますが、調査対象者の人権とプライバシーをどのように守りながら調査をされるのかお尋ねいたします。

---

○酒井茂英委員長 山口健康福祉部長。

---

○山口健康福祉部長 この条例に基づいて行われます調査につきましては、相手方の協力に基づきまして事情を伺ったり、あるいは状況を確認するなど、調整委員会が審理するために必要な情報を収集する活動でございます。したがって、調査の実施に当たりましては、その趣旨を相手方にきちんと説明し、理解を得るとともに、個人の情報や調査の実施にかかわる情報の秘密を保持するなど、相手方の人権やプライバシーに十分配慮した方法で行うこととしたいと考えております。

以上でございます。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 ありがとうございます。相手方の人権、プライバシーを守りながら調査をしたいという御答弁、ありがとうございます。できれば、現在、その調査方法、マニュアルのようなものがあるのか、ないのか、お尋ねいたします。

---

○酒井茂英委員長 山口健康福祉部長。

---

○山口健康福祉部長 条例の施行に当たりましては、事案解決に従事する関係職員の業務の標準化を確保する必要があると思っています。したがって、このため、調査の手續や実施方法についても、今後、マニュアルを作成いたしまして、広域専門指導員、あるいは県の関係職員に徹底をしていきたいと考えています。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 御答弁ありがとうございます。安心をいたしました。これから運用に当たって調査をすることが生じる場合に、ぜひ調査される側の人権、プライバシー、十分配慮してやっていただきたいと思います。これは要望といたします。

次に、予算編成とマニフェストについて伺います。知事は、再選を目指した平成17年の選挙において、マニフェストとして「堂本あき子のちばづくり宣言」をお示しになりました。これがそうであります。

まず、お尋ねいたします。堂本知事のこのマニフェストは知事御自身がつくられたのかお尋ねいたします。

---

○酒井茂英委員長 堂本知事。

---

○堂本知事 お答えいたします。

マニフェストは、1期目の経験を踏まえて、2期目に向けて、どのような政策展開を志しているかということを書き明かすものから、当然本人が書くものでござい



ます。私が書かせていただきました。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 御答弁ありがとうございました。知事御自身がつくられたということを知り、聞いて安心をいたしました。

それでは、知事御自身がつくられたとの前提でお伺いいたします。マニフェストは従来の公約とは異なり、個々の政策の目的と財源、期限、そして工程などを明確にした上で、候補者がその実現を一般有権者に約束するものであります。そのため、当選後は達成度を評価し、公表することが政治家の責務として求められていると言われております。そのことについて、私は平成17年の6月と12月議会において、知事に対し、マニフェストと具体的な政策展開について質問いたしました。いずれも明確な御答弁がいただけなかったような気がいたします。そこで、今回の予算委員会において改めて確認をさせていただきたいと思っております。

平成17年12月議会で、私がマニフェストの工程表をいつごろ県民に示すおつもりかとの質問に対し、知事は、今、アクションプランに入れ込んであるという趣旨の御答弁をされました。さらに、総合企画部長が、マニフェストを反映させたアクションプランは政策評価制度で成果を公表していると御答弁されました。しかし、これでは、私がマニフェストで約束した施策はアクションプランのどこかに入っているから、探してくださいと。あるいは、成果や進捗状況も、政策評価の膨大な資料の中にほかのものと一緒にいるから、その中から探してくださいと言っているように私には聞こえます。マニフェストをアクションプランに入れ込んだというのであれば、成果や進捗状況について、逆にアクションプランから抜き出して公表するのが政治家としての知事の責務のように私は感じております。少なくとも両者の関係がわかるような簡単な早見表のようなものをつくるくらいのことをしていただければと思うのですが、知事にお伺いいたします。

---

○酒井茂英委員長 中沢政策調整担当部長。

---

○中沢政策調整担当部長 県政運営は「あすのちばを開く10のちから」や、その実施計画であるアクションプランを中心に行っております。このため、マニフェストの基本姿勢や考え方はこれらの計画全体で受けとめ、県の施策として、個々の政策の目標、期限、財源などを明確にしているところであります。また、その結果を政策評価制度に基づき、施策の指標や重点事業の達成度などの成果を公表しているところであります。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 私は知事にお伺いをしているわけではありますが、今、部長がお答えになられたということでございます。

それでは、部長にお伺いたしますが、このマニフェストの作成に部長は関与されたのでしょうか、お答えください。

---

○酒井茂英委員長 中沢政策調整担当部長。

---

○中沢政策調整担当部長 マニフェストは2005年2月ということですが、当時、私はまだ知事と面識がございませんでして、経済産業省におきまして自由貿易協定の交渉をやっておりましたものですから、明確にやっておらないと申し上げていいと思います。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 関与はしていないという御答弁だと思います。知事ですね。知事は日ご

ろから情報公開の重要性と説明責任の大切さをおっしゃっておりますが、御自身の選挙のときに、現職—当時は現職知事でいらっしゃいました。現職知事として600万県民に示され、しかも御自身がつくられたマニフェストについては、やはり政治家として、その中で県民に約束された施策一つ一つについては、私はマニフェストとアクションプランの関係が一目でわかるような、くどいようですけど、早見表のようなものが必要ではないかなと思います。知事御自身がつくられたと先ほど御答弁されましたように、知事御自身がつくられたマニフェストに関する質問でございますので、ぜひ知事御自身の御答弁をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

---

○酒井茂英委員長 堂本知事。

---

○堂本知事 首長などのマニフェストの問題については、全国知事会でも、ぜひ国会議員—政党がつくるマニフェストと同じようにつくるべきだということできずと法改正を求めてきました。やっと今回の選挙から簡単なものが認められるようになってきましたけれども、私はマニフェストはとても大事だと思っています。政策をきちっと有権者の方にお示しをするということは、政党ではなくても、無所属の首長さん—日本全国に大勢いますから。そういうことで申しますと、委員御指摘のことは大変的確であると思っております。したがって、確かにマニフェストは大変—今回も選挙法で許可になりました範囲は非常に狭いです。それよりは、私ども、各県それぞれおつくりになったマニフェスト—大阪もつくりました、北海道もつくりました。みんなつくったマニフェストはもう少し詳しいものがございますが、だからといって、それが全部の政策にかかわってはおりません。したがって、確かにアクションプランの中に相当はっきり意識をして、これを実現するためにアクションプランをつくるという形で、私も、それから県庁の職員も一緒にやっておりますけれども、それを今度精査して、おっしゃったような、どれだけ実現できているかということをつくることは簡単ではないと思っておりますが、正しい方向性だと思っておりますので、研究をしたいと思っております。

---

○酒井茂英委員長 宇野委員。

---

○宇野 裕委員 知事、丁寧な御答弁、ありがとうございました。最後に、質問の趣旨が正しい方向性だと評価をしていただき、また、研究してまいりたいという御答弁をいただきました。ぜひその方向性で研究をして、つくっていただけるような努力をしていただきたいなと思います。

たくさんの有権者の方があのマニフェストを見て、それを信じて投票された方も多いと思います。そして、県民の方は、そのマニフェストの知事御自身の説明というものをきくと待ち望んでるのではないかなと思います。我々もアクションプランを初め膨大ないろいろな資料をいただくわけではありますが、なかなか読解力がないかもしれませんけども、アクションプランとの関連性を見ていくのは非常に難しいと思います。ですから、知事の頭の中にある構想がマニフェストに反映されているわけでありましたので、当時。その後、ちょうど2年、折り返しの時点でございますので、すばらしいことがたくさん書いてあるわけでありますので、その点、当時、知事に投票された方々の大きな期待もあるわけでありますので、ぜひ研究の先には、それを県民に示していただけるという期待が持てるような作業をこれからしていただきたいなと。これは要望でございます。ぜひ今、テレビの前で、知事に投票された方々も期待をしていると思いますので、ぜひその方向で研究、そして作成に向けて頑張ってくださいと思います。

少し時間が余っておりますけども、私の質問はこれで終了させていただきます。御答弁ありがとうございました。(拍手)

---